

議案第48号 説明資料

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日条例第11号)				○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日条例第11号)			
第1条～第10条 略				第1条～第10条 略			
別表第1 (第3条関係) 保育料金表				別表第1 (第3条関係) 保育料金表			
階 層 区 分		保育料の額 (月額) 教育標準時間		階 層 区 分		保育料の額 (月額) 教育標準時間	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円		第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)	2,000円		第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)	2,000円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額77,100円以下	13,600円		第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額77,100円以下	13,600円	
第4階層	課税額の区分が次の区分に該当する世帯	17,400円		第4階層	課税額の区分が次の区分に該当する世帯	17,400円	
第5階層	所得割課税額211,200円以上	21,800円		第5階層	所得割課税額211,201円以上	21,800円	
備考				備考			
1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。				1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。			

現 行 条 例

2及び3 略

4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）
	教育標準時間
第2階層	0円
第3階層	12,600円

5 第2階層から第5階層までの世帯であって、同一世帯で2人以上の幼稚

改 正 条 例

なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

2及び3 略

4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）
	教育標準時間
第2階層	0円
第3階層	6,300円

5 第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども

現 行 条 例	改 正 条 例																
<p>園年少から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども園に入所又は小学校に就学している場合において、次表の第1欄に掲げる幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども園に入所又は小学校に就学している際には、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、4に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。</p>	<p>園に入所し、又は小学校に就学している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 507 680 544">第1欄</th> <th data-bbox="680 507 1093 544">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 544 680 724">ア 上記5に掲げる施設を利用している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</td> <td data-bbox="680 544 1093 724">保育料金表に定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 724 680 904">イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</td> <td data-bbox="680 724 1093 904">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 904 680 1013">ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童</td> <td data-bbox="680 904 1093 1013">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 上記5に掲げる施設を利用している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額	イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5	ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 544 1727 580">第1欄</th> <th data-bbox="1727 544 2139 580">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 580 1727 651">ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる支給認定子ども</td> <td data-bbox="1727 580 2139 651">保育料金表に定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 651 1727 761">イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる支給認定子ども</td> <td data-bbox="1727 651 2139 761">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 761 1727 871">ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に3人目以降となる支給認定子ども</td> <td data-bbox="1727 761 2139 871">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる支給認定子ども	保育料金表に定める額	イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる支給認定子ども	保育料金表に定める額×0.5	ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に3人目以降となる支給認定子ども	0円
第1欄	第2欄																
ア 上記5に掲げる施設を利用している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額																
イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童	0円																
第1欄	第2欄																
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる支給認定子ども	保育料金表に定める額																
イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる支給認定子ども	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に3人目以降となる支給認定子ども	0円																
<p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	<p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>6 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に関わらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの</p>																

現 行 条 例

改 正 条 例

保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5

（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2（第3条関係）保育料金表

階 層 区 分		保育料の額（月額）				
		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
第3-1階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	7,000円	6,500円	9,000円	8,500円	
第3-2階層	第1階層及び第3-1階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	11,500円	11,000円	13,600円	13,100円
第4-1階層	所得割課税額48,600円以上72,000円未満	17,200円	16,700円	19,100円	18,600円	
第4-2階層	所得割課税額72,000円以上84,000円未満	19,500円	19,000円	21,600円	21,100円	
第4-3階層	所得割課税額84,000円以上97,000円未満	22,900円	22,400円	25,500円	25,000円	

別表第2（第3条関係）保育料金表

階 層 区 分		保育料の額（月額）				
		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
第3-1階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	7,000円	6,500円	9,000円	8,500円	
第3-2階層	第1階層及び第3-1階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	11,500円	11,000円	13,600円	13,100円
第4-1階層	所得割課税額48,600円以上72,000円未満	17,200円	16,700円	19,100円	18,600円	
第4-2階層	所得割課税額72,000円以上84,000円未満	19,500円	19,000円	21,600円	21,100円	
第4-3階層	所得割課税額84,000円以上97,000円未満	22,900円	22,400円	25,500円	25,000円	

現 行 条 例							改 正 条 例						
第5-1階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500円	26,000円	30,200円	29,700円	第5-1階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500円	26,000円	30,200円	29,700円
第5-2階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000円	27,500円	34,000円	33,500円	第5-2階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000円	27,500円	34,000円	33,500円
第5-3階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000円	28,500円	37,800円	37,300円	第5-3階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000円	28,500円	37,800円	37,300円
第6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900円	31,400円	51,800円	51,300円	第6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900円	31,400円	51,800円	51,300円
第7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600円 (公定価 格限度)	34,100円 (公定価 格限度)	60,000円	59,500円	第7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600円 (公定価 格限度)	34,100円 (公定価 格限度)	60,000円	59,500円
第8階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300円 (公定価 格限度)	34,800円 (公定価 格限度)	62,400円	61,900円	第8階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300円 (公定価 格限度)	34,800円 (公定価 格限度)	62,400円	61,900円
備考							備考						
1 この表の第3-1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。							1 この表の第3-1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。						
2～4 略							なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。						
5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲							2～4 略						
5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であつて、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲							5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であつて、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲						

現 行 条 例

- げる保育料とする。
- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。  
 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
 イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者  
 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者  
 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3－1階層	6,000円	5,500円	8,000円	7,500円
第3－2階層	10,500円	10,000円	12,600円	12,100円

6 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、児童の属する世帯が5に掲げる世帯の場合の第2階層、第3－1階層及び第3－2階層の第2欄については、5に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
-----	-----

改 正 条 例

- げる保育料とする。
- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。  
 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
 イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者  
 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者  
 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3－1階層	3,000円	2,750円	4,000円	3,750円
第3－2階層	5,250円	5,000円	6,300円	6,050円
第4－1階層	8,600円	8,350円	9,550円	9,300円
第4－2階層	9,750円	9,500円	10,800円	10,550円

6 第2階層から第8階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が5に掲げる世帯の場合の第2階層、第3－1階層、第3－2階層、第4－1階層及び第4－2階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「5に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

現 行 条 例		改 正 条 例																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <u>ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">                     保育料金表に定める額                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u> </td> <td style="padding: 5px;">                     保育料金表に定める額×0.5                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童</u> </td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">                     0円                 </td> </tr> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	<u>ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u>	保育料金表に定める額	<u>イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u>	保育料金表に定める額×0.5	<u>ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童</u>	0円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる支給認定子ども</u> </td> <td style="padding: 5px;">                     保育料金表に定める額                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる支給認定子ども</u> </td> <td style="padding: 5px;">                     保育料金表に定める額×0.5                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に3人目以降となる支給認定子ども</u> </td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">                     0円                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>7 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、6に関わらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、5に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u> </td> <td style="padding: 5px;">                     保育料金表に定める額×0.5                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u> </td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">                     0円                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	第1欄	第2欄	<u>ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額	<u>イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額×0.5	<u>ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に3人目以降となる支給認定子ども</u>	0円	第1欄	第2欄	<u>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u>	保育料金表に定める額×0.5	<u>イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u>	0円
<u>ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u>	保育料金表に定める額																				
<u>イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u>	保育料金表に定める額×0.5																				
<u>ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童</u>	0円																				
第1欄	第2欄																				
<u>ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額																				
<u>イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額×0.5																				
<u>ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に3人目以降となる支給認定子ども</u>	0円																				
第1欄	第2欄																				
<u>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u>	保育料金表に定める額×0.5																				
<u>イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども（5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</u>	0円																				
別表第3 略	別表第3 略																				